

緑・芸術文化活動支援事業実施要綱

制 定 平成 21 年 4 月 1 日 緑地振第 338 号（区長決裁）
最近改正 令和 5 年 6 月 1 日 緑地振第 295 号（区長決裁）

（目的）

第 1 条 緑区の芸術文化の振興及び発展を推進することを目的とした事業（以下「芸術文化振興事業」という。）について、緑・芸術文化活動支援事業として総合的に展開、実施していくために必要な事項を定める。

（事業の定義）

第 2 条 緑・芸術文化活動支援事業とは、次に掲げる事業とする。

- （1）芸術文化活動を行う団体が実施し、広く区民の芸術文化活動の発展に資すると認められる事業で、一般公募により区長が緑・芸術文化活動支援事業として決定した、緑区が後援又は共催する事業
- （2）緑区が緑・芸術文化活動支援事業として主催する事業

（事業の決定）

第 3 条 前条に定める事業は、緑区の予算確定をもって区長が決定する。

- 2 前条第 1 号に規定する事業（以下「参加事業」という。）は、事業を主催する団体（以下「主催団体」という。）からの申請を受けて区長が決定する。なお、区長は参加事業に関して、募集内容、募集期間等を募集要項等により広く周知することとする。
- 3 区長は、緑・芸術文化活動支援事業審査会（以下「審査会」という。）による審査結果に基づき検討のうえ、参加事業を決定する。

（審査会）

第 4 条 審査会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- （1）総務部長
 - （2）総務課長
 - （3）区政推進課長
 - （4）福祉保健課長
 - （5）こども家庭支援課長
- 2 委員長は、総務部長とし、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。
 - 3 審査会の審議事項は、次に掲げる事項とする。
 - （1）主催団体から申請のあった事業の審査
 - （2）主催団体から申請のあった事業のうち補助金交付対象事業の審査
 - （3）審査基準の策定に関する助言
 - （4）その他必要な事項
 - 4 審査会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。
 - 5 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。
 - 7 委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(審査基準)

第5条 前条第3項第1号及び第2号の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 緑区内を主たる会場とした芸術文化振興事業であること。
- (2) 公益的な事業であり、緑区民の芸術文化活動の発表、交流、育成を目的とし、参加の機会が広く緑区民に開かれている事業であること。
- (3) 主催団体は3名以上の構成員から成ること。
- (4) 団体の構成員、会員の親睦や交流を主たる目的とする事業でないこと。
- (5) 主催団体の設立趣旨、活動内容、役員体制など団体の存在が明確であり、自主的に事業を実施できる体制が確立されていること。
- (6) 日程、内容等が具体化しており、実現性のある事業であること。
- (7) 営利を目的としない事業であること。
- (8) 政治活動や宗教活動に関する事業でないこと。
- (9) 公序良俗に反しない事業であること。

(事業参加の申請手続)

第6条 参加事業への申請にあたり、主催団体の代表者は、緑・芸術文化活動支援事業参加申請書（第1号様式）を募集要項で指定する期間内に区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体概要書（第4号様式）
- (4) 団体名簿（団体の主たる構成員）（第5号様式）
- (5) 法人の場合は、役員名簿（第6号様式）
- (6) 団体の規約、会則その他これらに類する書類
- (7) 直近年の事業報告書など団体の活動、事業の内容が分かるもの
- (8) 直近年の収支決算書など団体の運営、活動経費及び事業経費の収支内容が分かるもの

(参加決定通知)

第7条 区長は、申請のあった事業について参加事業として決定したときは、緑・芸術文化活動支援事業参加決定通知書（第7号様式）を申請者に送付するものとする。

2 区長は、申請のあった事業について参加事業として決定しなかったときは、緑・芸術文化活動支援事業不参加決定通知書（第8号様式）を申請者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 主催団体の代表者は、前条第1項の通知書の内容及び決定条件に不服があるときは、通知書を受理した日から14日以内に申請を取り下げることができる。

(事業内容の変更)

第9条 主催団体の代表者は、参加事業の内容を変更するときは、事業内容変更届（第9号様式）を速やかに区長へ提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 区長は、緑・芸術文化活動支援事業のうち次に掲げる事業に対して、緑・芸術文化活動支援事業補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)に基づき、補助金交付対象事業として認定できるものとする。

- (1) 第2条第1号に規定する事業のうち、子育て支援・次世代育成の視点で、主に子ども(乳幼児から高校生まで)を対象とした、参加体験や普及を目的とする事業
 - (2) 第2条第1号に規定する事業のうち、インクルージョンの視点で、共生社会の実現を目指し、障害の有無や国籍、性別等の様々な違いに関わらず参加しやすい環境を整えた事業
 - (3) 第2条第1号に規定する事業のうち、緑区内で自主的に活動する複数(3団体以上)のアマチュア等グループが合同で運営に携わり、相互の交流の促進を目的とする事業
 - (4) 第2条第1号に規定する事業のうち、新進芸術家等の育成及び活躍の場の提供を目的とする事業
- 2 区長は、前項各号に規定する事業について、審査会による審査結果に基づき検討のうえ認定する。
- 3 第1項各号に規定する事業として認定された事業の主催団体は、各号3回までに限り、当該補助金の交付を受けることができる。ただし、同一年度における交付回数は1回までとし、かつ他の号との同時重複による交付はできないものとする。
- 4 第1号各号に規定する事業について、すでに3回の補助金交付を受けた団体が、再度、同一号に規定する事業への参加申請を行う場合は、事業内容及び団体名称の変更の有無に関わらず、団体名簿(団体の主たる構成員)(第5号様式)に記載のある関係者の過半数が新規参加者でなくてはならない。
- 5 第1項各号に規定する事業について、当該補助金申請とは別に他の機関又は制度における同様の趣旨の補助金の交付を受けている又は交付されることが確定している場合は、当該補助金の交付の対象外とする。

(共催名義の使用承諾)

第11条 区長は、補助金交付対象の参加事業に対して、緑区の名義使用承諾及び緑区長賞の授与に関する事務取扱要綱(以下「名義使用事務取扱要綱」という。)に基づき、緑区の共催名義の使用を承諾できるものとする。

- 2 共催名義使用の申請は、主催団体の代表者が提出する、第6条第1項に定める第1号様式への記載をもって行うものとし、名義使用事務取扱要綱第9条第2項各号に定める添付書類は、同様式の提出時に添付する書類とする。
- 3 共催名義使用の承諾を受けた主催団体の代表者は、参加事業の終了後、名義使用事務取扱要綱第12条に定める行事終了届を提出しなくてはならない。なお、本実施要綱第16条第1項第1号に定める第10号様式及び同条第2項第1号に定める第11号様式の提出を持ってこれに代えることができるものとする。

(後援名義の使用承諾)

第12条 区長は、補助金交付対象でない参加事業に対して、名義使用事務取扱要綱に基づき、緑区の後援名義の使用を承諾できるものとする。

- 2 後援名義使用の申請は、主催団体の代表者が提出する、第6条第1項に定める第1号様式への記載をもって行うものとし、名義使用事務取扱要綱第9条第2項第2号及び第3号に定める添付書類は、同様式の提出時に添付する書類とする。
- 3 後援名義使用の承諾を受けた主催団体の代表者は、参加事業の終了後、名義使用事務取扱要綱第12条に定める行事終了届を提出しなくてはならない。なお、本実施要綱第16条第1項第1号に定める

第 10 号様式及び同条第 2 項第 1 号に定める第 11 号様式の提出をもってこれに代えることができるものとする。

(施設の優先予約)

第 13 条 緑・芸術文化活動支援事業の実施において緑区内の公共施設を使用しようとする場合は、各施設運営管理者の判断により優先予約をすることができるものとする。

(広報)

第 14 条 緑・芸術文化活動支援事業の実施に関する情報について、必要に応じて広報よこはま緑区版へ掲載する。

(緑・芸術文化活動支援事業の共通表記)

第 15 条 参加事業の主催団体は、当該事業の実施に関するチラシ、ポスター、プログラム等の配布物に「緑・芸術文化活動支援事業」と明記することとする。

(実績報告)

第 16 条 参加事業の主催団体の代表者は、事業が完了したときは速やかに事業実績報告書（第 10 号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書（第 11 号様式）
- (2) 事業資料（チラシ、プログラム等の配布物等）
- (3) その他区長が必要と認めるもの

(参加事業決定の取消し)

第 17 条 区長は、参加事業として決定した事業が次に掲げるいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 事業を中止した場合
- (3) 正当な理由がなく申請の内容と異なる事業を実施した場合
- (4) 法令又は事業決定に付した条件に違反した場合
- (5) 第 10 条から第 12 条までの各規定に違反した場合

(暴力団の排除)

第 18 条 次の各号に掲げる団体が行う事業は対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの
 - (3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの
- 2 区長は、必要に応じ申請者又は参加の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当するかを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
- 3 区長は、参加事業の主催団体が、第 1 項各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消すことが

できる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年3月31日をもって解散した緑・芸術祭企画運営委員会（以下「委員会」という。）が平成20年度の委員会において2009緑・芸術祭の参加事業として認定した事業については、第3条第2項の区長が決定した事業とみなす。この場合において、第4条第1項及び第5条の手続きは省略する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第2号に規定する事業のうち、改正前の本要綱の規定及び改正前の緑・芸術祭事業補助金交付要綱（平成22年3月29日改正）の規定に基づく補助金交付申請により補助金の交付決定を受けた事業について、補助金の交付を最初に受けた年から継続する3年間受けていない場合は、改正後の本要綱第9条第2項の規定を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(緑・芸術祭芸術文化振興部門審査委員会の廃止)

2 緑・芸術祭芸術文化振興部門審査委員会は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に改正前の緑・芸術祭事業実施要綱の規定により実施が決定した事業については、事業内容変更及び事業実施報告において改正前の様式書類を使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に改正前の緑・芸術祭事業実施要綱の規定により実施が決定した事業については、事業内容変更及び事業実績報告において改正前の様式書類を使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に改正前の本要綱の規定により実施が決定した緑・芸術文化活動支援事業については、改正前の本要綱の規定を適用する。また、改正前の様式書類を使用することができる。

(第2号様式)

事業計画書

団体名: _____

事業名称			
事業の趣旨・目的			
具体的事業内容			
事業対象地域		事業対象者	
実施準備から事業当日までのスケジュール			
期日	場所	内容	参加予定人数

* 以下は、補助金の交付を希望する場合のみ記載してください。

補助金交付申請の理由	以下のうちいずれか1つを選択してください。		申請回数
	<input type="checkbox"/>	子育て支援・次世代育成の視点で、主に子ども(乳幼児から高校生まで)を対象とした、参加体験や普及を目的とする事業である	(回目)
	<input type="checkbox"/>	インクルージョンの視点で、共生社会の実現を目指し、障害の有無や国籍、性別等の様々な違いに関わらず参加しやすい環境を整えた事業である	(回目)
	<input type="checkbox"/>	緑区内で自主的に活動する複数(3団体以上)のアマチュア等グループが合同で運営に携わり、相互の交流の促進を目的とする事業である	(回目)
	<input type="checkbox"/>	新進芸術家等の育成及び活躍の場の提供を目的とする事業である	(回目)
	上記で選択した内容について、該当する理由・工夫する点を記載してください。		
	※枠に入りきらない場合は、別紙の添付も可		

* この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

* 事業内容が分かる資料などがあれば添付してください。

収支予算書

団体名

事業名

【収入】

(単位:円)

項 目		金 額	説 明 (積算根拠など)
団体負担金(会費など)			
出演料、参加料			
入場料			
緑区補助金			緑・芸術文化活動支援事業補助金 *補助金交付申請を行う場合は必ず記入してください。
その他補助金、助成金			
そ の 他 収 入			
合 計			

【支出】 ※は補助金交付事業の場合の補助対象経費

(単位:円)

項 目		金 額	説 明 (使途、積算根拠など)
出演料	会員以外への出演料 ※		
	会員への出演料		
謝礼代	会員以外の協力者(講師等)への謝礼 ※		
	会員への謝礼		
使用料	本番会場使用料 ※		
	その他会場使用料		
	物品等使用料 ※		
印刷費(チラシ、プログラム等) ※			
通 信 運搬費	電話、Eメール、FAX料 金		
	上記以外 ※		
保険料 ※			
材料費及び事務用の消耗品費 ※			
そ の 他 支 出	会場設営等の事業の実施に 係る委託料 ※		
	手数料(チケット販売手数料、広 告掲載料等) ※		
	著作権使用料 ※		
合 計			

*この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

*補助事業等の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分がある場合には、その負担者、負担額及び負担方法を必ず記載してください。

(第4号様式)

団体概要書

【 年 月 日現在】

団体名	
所在地	
代表者	氏名 住所 〒 電話 () Eメール (任意)
連絡担当者	氏名 住所 〒 電話 () Eメール (任意)
設立年月日	年 月 日 (活動年数 年)
設立目的	
主な活動地域	
会員数	人
活動状況	
活動の成果	

(第6号様式)

役員名簿

年 月 日現在の役員

役職名	ふりがな	性別	生年月日	住 所
	氏 名			
代表者			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

【補助金交付対象に該当する場合】

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。
また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法 人 名

代表者氏名

様

横浜市緑区長

緑・芸術文化活動支援事業参加決定通知書

年 月 日に申請のありました事業について、緑・芸術文化活動支援事業参加事業として決定しましたので通知します。

1 対象事業名

2 決定内容

3 決定条件

- (1)対象事業以外の事業については、緑・芸術文化活動支援事業への参加は認めません。
- (2)チラシ、プログラムなど配布物等には必ず「緑・芸術文化活動支援対象事業」を明記してください。
- (3)事業内容に変更があった場合は、速やかに事業内容変更届(第9号様式)を提出してください。
- (4)事業終了後速やかに事業実績報告書(第10号様式)、収支決算書(第11号様式)、事業に関する資料を提出してください。

4 決定の取消し

次の事項に該当した場合は、本件の決定を取り消すことがあります。

- (1)虚偽の申請をした場合
- (2)事業を中止した場合
- (3)正当な理由がなく申請の内容と異なる事業を実施した場合
- (4)法令又は決定条件に違反した場合
- (5)「緑区の名義使用承諾及び緑区長賞の授与に関する事務取扱要綱」、「緑・芸術文化活動支援事業補助金交付要綱」、及び施設の利用に関する各種規程に違反した場合

5 申請の取下げ

本件決定内容及び決定条件に不服があるときは、決定通知を受理した日から14日以内に申請を取り下げることができます。

〔担当〕

TEL: /FAX:

様

横浜市緑区長

緑・芸術文化活動支援事業不参加決定通知書

年 月 日に申請のありました事業について、緑・芸術文化活動支援事業不参加事業として決定しましたので通知します。

1 事業名

2 決定内容

緑・芸術文化活動支援事業への不参加事業として決定しました。

3 不参加決定理由

〔担当〕

TEL: / FAX:

(第9号様式)

事業内容変更届

横浜市緑区長

年 月 日

団 体 名

〒 -

所在地又は住所

代 表 者 氏 名

(連絡責任者)

氏名

住所

緑・芸術文化活動支援事業参加事業として決定を受けた次の事業について、事業内容を変更しますので届出ます。

事業の名称		
実 施 日 又は 実 施 期 間		年 月 日 () 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
実 施 場 所		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		

*この書類及び下記の添付書類は、横浜市民協働条例第7条第4項の規定に基づき一般の閲覧に供しなければなりません。
*収支予算を変更する場合は収支予算書(第3号様式)を添付してください。

(第10号様式)

事業実績報告書

横浜市緑区長

年 月 日

団 体 名

〒 -

所在地又は住所

代表者氏名

(連絡責任者)

氏名

住所

緑・芸術文化活動支援事業参加事業として決定を受けた事業について、終了しましたので関係書類を添えて報告します。

事業の名称				
具体的事業内容				
期日	場所	内容	参加人数	備考
事業対象地域				
事業対象者				

*この書類及び下記の添付書類は、横浜市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

【添付書類】

- (1) 収支決算書(第11号様式)
- (2) 事業資料(チラシ、プログラム等の配布物等)

収支決算書

団体名 _____
 事業名 _____

収入	¥	. -
支出	¥	. -
差引額	¥	. -

【収入】 (単位:円)

項目	金額	説明(内訳など)
団体負担金(会費など)		
出演料、参加料		
入場料		
緑区補助金		緑・芸術文化活動支援事業補助金 *補助金交付を受けた場合は必ず記入してください。
その他補助金、助成金		
その 他		
合計		

【支出】 ※は補助金交付事業の場合の補助対象経費 (単位:円)

項目	金額	説明(使途、内訳など)
出演料	会員以外への出演料 ※	
	会員への出演料	
謝礼代	会員以外の協力者(講師等)への謝礼 ※	
	会員への謝礼	
使用料	本番会場使用料 ※	
	その他会場使用料	
	物品等使用料 ※	
印刷費(チラシ、プログラム等) ※		
通信 運搬費	電話、Eメール、FAX料金	
	上記以外 ※	
保険料 ※		
材料費及び事務用の消耗品費 ※		
その 他 支 出	会場設営等の事業の実施に係る委託料 ※	
	手数料(チケット販売手数料、広告掲載料等) ※	
	著作権使用料 ※	
合計		

- *この書類は、横浜市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。
- *補助事業等の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分がある場合には、その負担者、負担額及び負担方法を必ず記載してください。
- *事業決算書には領収書又はその写しを添付してください。ただし、金額が100,000円未満のものに係る領収書並びに電気料金、ガス料金、放送受信料、通信回線使用料、電話使用料及び通話料、水道料金(下水道使用料を含む。)の領収書については、省略することができます。
- *補助金規則第24条の規定に基づき市内事業者から徴収した、1件の金額が1,000,000円以上の補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等の入札結果が分かる書類又は2人以上の見積書の写し及び当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写しについても添付してください。